

議案第 23 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

（1）土地

所在 佐倉市臼井田字遠部

地番 2720 番

地目 畑

地積 1,646.32 平方メートル

（2）土地

所在 佐倉市臼井田字遠部

地番 2762 番

地目 畑

地積 8,011.24 平方メートル

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

57,945,360 円

4 取得に係る相手方



令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五